

平成19年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成19年3月20日 午後1時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君	
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君	
	1	番	小	磯	節	子	君	
	2	番	石	田	安	夫	君	
	3	番	蛭	澤	幸	一	君	
	4	番	野	口		圓	君	
	5	番	藤	枝		浩	君	
	6	番	鈴	木	裕	士	君	
	7	番	鈴	木	貞	夫	君	
	8	番	西	山		猛	君	
	9	番	村	上	典	男	君	
	10	番	石	松	俊	雄	君	
	11	番	畑	岡		進	君	
	12	番	海	老	澤	勝	君	
	14	番	中	澤		猛	君	
	15	番	上	野		登	君	
	16	番	横	倉	き	ん	君	
	17	番	町	田	征	久	君	
	18	番	大	関	久	義	君	
	19	番	市	村	博	之	君	
	20	番	野	原	義	昭	君	
	21	番	杉	山	一	秀	君	
	22	番	柴	沼		広	君	
	23	番	小	園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君	
	25	番	竹	江		浩	君	
	26	番	常	井	好	美	君	
	27	番	海	老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

---

市 長	山 口 伸 樹 君
助 役	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	畑 岡 洋 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 法 男 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	澤 畠 守 夫 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	塩 田 満 夫 君
福 祉 事 務 所 長	保 坂 悦 男 君
行 政 改 革 推 進 室 長	仲 村 洋 君
笠 間 支 所 長	寺 崎 滋 君
岩 間 支 所 長	成 田 均 君
消 防 長	青 木 昭 一 君
会 計 課 長	郡 司 弘 君
監 査 委 員 事 務 局 長	西 連 寺 洋 人 君

---

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	飛 田 信 一
係 長	山 田 正 巳

---

議 事 日 程 第 4 号

平 成 1 9 年 3 月 2 0 日 ( 火 曜 日 )

午 後 1 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午後1時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 引き続きご苦労さまでございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、19番市村博之君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番野口 圓君、6番鈴木裕士君を指名いたします。

---

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） 13番萩原瑞子でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

一つ目といたしまして、食育基本法による食育推進計画の作成についてお伺いをいたします。

平成17年に制定されましたこの食育基本法は、我が国の発展のためには、子供たちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が身体の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。それには食が重要であるとし、食育は生きる上での基本であるとうたっています。

戦後、何も無いところから国づくりは始まりました。毎日の食料確保にどれほどの苦勞をされてこられたのか、私にははかり知ることはできません。それから60年が過ぎました。今の食の環境はどうでしょうか。世界じゅうの食べ物が身近なところで食べられる状況です。一つの品物に対して、どれほどの数があるかわかりません。まさに食品のはんらんです。食に関する環境は悪化をたどっていると言っても過言ではないと思います。

食生活においては、日本古来の食事パターンから、動物性たんぱく質や脂肪の増加、また好きなものだけを食べる栄養の偏り、不規則な食事等により授業に集中できないお子さんもいるそうです。子供の中には、成人病の予備軍さえ見られるそうです。成人においては、生活習慣病の増加、メタボリックシンドロームの症状もあらわれています。

また、食物の輸入は60%となり、外国での生産に安全性が大きな問題となっています。国内においては、有機農業の推進に関する法律も制定されました。

食に関する知識を得ることにより、一人一人が健康で生き生きと暮らせる環境をつくることが必要と考えます。それには、笠間市としての食育推進計画を策定し、市民一人一人が食に対しての知識を持ち、子供が一人でも判断でき、食の犠牲にならないようにすることが、食育の基本であると思います。それは医療費の削減にもつながります。食育こそ最高の予防医学と言われていています。

笠間市食育推進計画を早急に作成する必要があると考え、食育に関する家庭、幼稚園、学校、地域、保健、医療などからの取り組み、生産者の方とのかかわりなど、関係部署のお考えをお伺いいたします。

二つ目といたしましては、有機農業の推進についてお伺いいたします。

食生活が身体の健康に大きな影響を及ぼし、農産物に対して、安全なもの、そして良質なものへと需要がふえております。生産者と消費者が信頼関係を構築して、化学肥料や農薬を使用しない農産物を供給できるような推進方法と今後の政策をどのようにされていけるのか、お伺いをいたします。

以上2点につきまして、ご答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 19番市村議員が着席しました。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 食育推進計画についてお答えをいたします。

国においては、食生活指針の推進についてを平成12年3月に閣議決定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、その実効性を確保していくことを目指して、平成18年3月に策定されたところでございます。都道府県、市町村については、本法17条、18条において、作成するように努めなければならないと努力目標になっていることから、県では食育推進計画を現在作成中でございます。

そういう中で、笠間市については、食育推進計画は、健全な食生活の実践、食料生産への理解、食文化の継承、食品の安全確保など、総合的かつ計画的に推進するための指針となり得るものと考えております。

今後、家庭や学校や、地域や保健医療、農業、食品関連業者、また関係機関と幅広く協議をして、策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 13番萩原議員さんから、有機農業の推進についてご質問いただきました。

有機農業の定義は幾つかありますけれども、基本的には、堆肥等による土づくりを十分にいき、化学肥料や農薬に依存しない栽培方法によって農産物を生産する農業でございます。この農法は、技術的にはまだ困難な面も多くありまして、体系化されていないのが現状で、市での実践者は3名でございます。

このほかの農法としまして、環境保全型農業がございます。この農法は、土づくりと合理的な作付体系を基礎として、化学肥料や農薬等を効率的に利用し、資材への依存を減らしながら、環境保全と作物の生産性の調和を保つ農業で、具体的には、土づくりを行い、肥料、農薬の低減を柱とする生産者であるエコファーマー、現在、3月末になりますけれども、88人笠間にはおります。また、肥料の使用や農薬の使用回数を5割以下で生産した特別栽培農産物の生産者が、26人となっております。

ご質問がありました有機農業は、技術的に困難で、生産性、それから収益性が低く、販路も限定的で、有機農産物として販売するには、そのほかJASの認証を得る必要があります。

近年、消費者の安全安心な農産物を求める志向は高まりつつあります。できる限り化学肥料や合成農薬を減らし、堆肥を十分に用いての農法の推進を図り、土壌の再生等による自然環境の保全にも配慮した持続的な農業を関係機関等に呼びかけ、推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） 市長から、早速、策定委員会に取り組む旨のご答弁をいただき

ましたので一安心をいたしましたけれども、各部署においての部長さんの考え等を伺えたら助かるなと思っておりますし、また、これから取り組みする際に、トップでいられる部長の方々はどのようなお考えをお持ちになっているのかをお聞きしたいなと思っております。

一つは、学校教育の現場で、私が議員になって間もなくのころでしたから、7年ぐらい前かと思うんですけれども、東京で研修会がありまして行った際に、そこで、広島県の小学校の校長先生、民間から応募されて校長先生になった方だと思うんですけれども、その方の事例発表がありました。

初めて学校へ行った際に、教室を見て歩いて、朝、子供たちが何かすごく元気がないと。体も動かさないけれども、顔も精彩がないと。今の子供ってこんな状態なのかなということ、模索していたそうです。それで、あるときアンケートをとりましたら、朝ご飯を食べていないという子供さんがたくさんいたそうですね。それで、じゃあ学校として父兄と一緒に朝ご飯を食べさせよう、それと同じに早寝早起きをさせようということもあったんですけれども、朝ご飯をきちんと食べる状態がそろったときに、子供たちが本当に生き生きとして授業を受け、その学校は成績も大分上がったというような事例発表を伺いました。それは、何も広島の辻堂小学校だけではなくて全体的な傾向ですよというお話をされてましたので、さてこの笠間市はどのようなのかなという状況を私は考えます。

教育長さんをご記憶があると思うんですが、こういったものがありますよね。これは、今の私どもの教育長さんが県の方に行かれていたときにおつくりになった立派な教育の手引き書です。本当にこれがどの程度普及されているのかわかりませんが、私もこれを拝見いたしましたして、行政ばかりじゃなくて、これを各家庭の父兄に配布されて、子供たちを育てる現場から目を通して、これに沿った食育の教育ができればいいんじゃないかなと私は思って拝見させていただきました。

これに沿って、笠間市に今回いらっしゃった教育長さんは、子供たちを食育の面から見て、どのようなお考えを持って教育されていくのかという点をお聞きしたいなと思っております。

次に、保健センター関係では、食育改善推進員の方がたくさんいらっしゃって、私もその一人としてお手伝いをさせていただいているんですけれども、子供さんたちのおやつのご指導とか、あとは健診と事後健診ですか、そのときの食の取り組みというのでお手伝いをさせていただいているんですけれども、そういったものに関して、地域における食に関するこれからの方向性とか、今の現状等をお話しいただければなと思っております。

それから、この策定が何に必要かといいますと、健康日本21という、しばらく前なんですけれども、国としての政策を打ち出しました。その際に、県、地方市町村レベルまでにはいかなかったんですけれども、県レベルでは健康いばらき21プランというのを出しましたね。そのときに、笠間市でもちょっと話が持ち上がったように私は記憶しているんです

けれども、その後ちょっとどうなったか、私もそのままにしてしまって、多分作成もしなかつただろうし、途切れてしまったのかなと思っておりますけれども、やはりこれから、今もそうなんですけれども、健康というのは一番大事だと思うんですね。健康なくして本当に人は生きていけませんので、やはり真剣にこれは行政として取り組む必要があると考えておりますので、ぜひ各担当のところでの現状、そしてこれからに対するお考え等がありましたら、お伺いさせていただきたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 13番萩原議員の再度の質問にお答えいたします。

平成18年3月に制定されました食育基本法におきましては、学校や教育機関での取り組みが重要視されております。食育は、子供たちの健康面ばかりでなく、文化や心の教育にも大きなかわりを持っており、食育における学校教育の重要性を認識しているところでございます。

現在、学校における食の指導は、健康教育の一環として、給食の時間での栄養指導を初め、理科、家庭科などの教科学習、保健学習や総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通して行っており、作物の栽培、成長に必要な栄養素、簡単な調理、食への感謝、食にかかわる環境問題など、計画的に実施しているところでございます。

しかしながら、子供たちの望ましい食習慣を身につけさせていくには、家庭での健康な食のあり方が欠かすことはできません。そのためにも、保護者、学校関係者などによる連携、支援体制が不可欠でございます。今後とも、保護者への啓発活動を、多くの関係者と協力をし合いながら、学校でも取り組んでいきたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） ただいま方向性と現状についてどのようになっているかというようなご質問、また健康日本21についてどのような状況になっているかというご質問でございますけれども、本市の場合には、健康増進課を中心に、3地区の保健センターにおいて、管理栄養士を置きながら、栄養教育とか子供の食育、保護者への食に対する意識向上等研修とか実技をもとにいろいろ活動している状況にあります。また、成人病、また高齢者においては、バランスのよい食事や正しい食習慣、知識の習得を通じて、食生活改善のための取り組みも行っているところでございます。

先ほど議員の方からありましたように、笠間市の食生活改善推進員さんがおりますけれども、その方たちが、今年、全地区統合しまして、新笠間市食改善推進協議会ということで設立を行ったところでございます。そういう食についていろいろな地域で活動をされている方が、笠間市内で223名の方がおります。地区別に申し上げますと、友部地区で71名、笠間地区で94名、岩間地区で58名の方たちがおります。そういう中で、今、笠間市におけるいろいろな面での健康づくりとあわせて、食改善に取り組んでいるところでございます。

このような事業を展開しながら、今後、先ほど市長の方からお話がありましたように、

笠間市の食育推進計画についても、今後、関係機関、関係部署との協議を重ねながら、前向きな形で進めていきたいと考えております。

また、健康日本21ですけれども、平成12年3月31日に厚生省の事務次官通達により、進めてくれというようなことがありました。そういう中で、笠間市においては、当初、そのことについて進めようということで始めたわけですが、途中倒れという形になっている状況でございます。

ただ、県内でその計画を作成した状況を見ますと、18年4月現在で44市町村のうち17市町村という状況でございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 13番萩原瑞子君、3回目の質問をお願いします。

13番（萩原瑞子君） 学校教育は、確かに保護者の方との連携というのが大事なんですけれども、やはり学校独自で進めるということに自信を持っていただきたいと思うんですね。

それはやはり、子供たちが食を選ぶときに、こういった知識を持って選べるかというのは、学校教育の現場が必要じゃないかなと思うんですね。一つのお菓子を子供たちが買うときにも、その中にいろいろなものが含まれていますよね。そういうの見比べるという知識ですか、そういうのは、家庭よりも学校教育の中で、一体とした統一性の中での教育が必要ではないかなと思っております。また、その子供たちがこれから大人になっていくわけですから、ぜひ学校の現場でそういった教育というものをさせていただければなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、福祉の方ですけれども、保健とかかわりがあって、本当に健康というのは医療の予防ということですので、今、健康保険も財政的には厳しいわけですから、予防の一つに食育が大切だという認識を持って、今後取り組んでいただきたいと思っております。

私、2月に、大切な政務調査費を使わせていただきまして、水俣の方に行ってまいりました。水俣というのは水俣病の発生の地として、まち全体が水俣病に対するつらい思いをされたところです。その人口が3万弱です。ちょうど旧笠間市の人口に匹敵するような規模の市でした。そこで、以前そういった水俣病という重い負を負ったということで、環境の面で物すごく発信しているところですし、また環境の面であらゆる努力をしているところです。

その地で、今回、世界地方都市十字路口会議in水俣が開催されました。これは日本の国の中でやっている会議なんですけれども、第14回だったんですね。そこに、私は今回参加をしてまいりました。

その中で、いろいろなまちづくりの事例があったんですけれども、分科会で、私は食を考えるとという会に行かせていただきました。その中で、アメリカのバークレイ市の父兄の方が発表された事例なんですけれども、その学校では、子供たちがお昼にホットドッグと

かコーラをお昼ご飯として食べていたらしいんですね。そうしますと、子供たちに肥満が出たり、子供の糖尿病が出たりして、これは大変だということで、まちを挙げて、父兄ばかりでなくてまちを挙げて、いろいろな考えを持ち寄ったそうです。生産者である農家の方たちともタイアップして、自分たちも子供たちに安全なものを食べさせたいし、子供たちにこれからの将来を託すのにも自分たちが力になろうということで、生産者の方と協力をし合って、地元でなるべく一つでも多い食材をつくって、それを子供たちの給食に出そうということで、学校給食に安全なもの、地産地消ですか、そういった形で子供たちに提供しているそうなんですけれども、それをしてまだ年数は少ないんですけれども、大分子子供たちは体が生き生きとしたという感じで事例発表をされました。

また、先ほど二度目の質問に対しまして、青木部長の方から、有機農法というのは本当に難しいというのは私も知っておりますけれども、日本の国の中でも、そういったものに大変力を入れてやっているところがあります。今回、やはり事例発表されました山形県の高畠町の町長さんが見えになって、大変難しい取り組みなんだけれども、農家の方たちが本気になって一生懸命やっていて、その成果が出ていますというような発表もありました。

また、私も、何年か前に、西会津の方に研修に行かせていただいたんですけれども、その西会津では、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、土壌まで検査をして本当に有機栽培に取り組んでいるということを私研修をさせていただいてきましたけれども、やはりやればできるんだなという感覚で私などはおります。現場にいる方は、なかなかそうはいかないのが実情かと思えますけれども、少しでも安心安全なものをつくれるし、そしてまたそれを市民に提供できるように皆様方のご努力を心からお願いしたいと思えます。

旧友部の方の学校給食なんですけれども、地産地消でもって、友部地区の自校給食では、地産地消で大体30%ぐらいまでは使えたんですよなどというお話を聞いたように私は記憶しているんですけれども、少しでも多く地元産のものを給食として提供してあげていただきたいなということをお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 10番石松でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、管理委託制度が廃止されて指定管理者制度が発足したのはご承知のとおりです。このことによりまして、自治体の直営や第三セクター、農協などの公共団体に限られることなく、株式会社やNPOにも公の施設の管理及び管理受託ができるようになりました。さらに、指定管理者には、

条例に定められた範囲内ですが、施設の管理権限が与えられ、利用料金制度を採用することも可能になりました。自治体からの委託料以外に、利用者からもお金が取れるということになったわけであります。つまり指定管理者制度とは、公共サービスも規制改革をして、官民の連携で効率化とサービスの向上を目指すとともに、地域産業の活性化を図ろうとする制度だと言えます。笠間市でも、指定管理者制度を導入し、今定例会でも新たな指定管理者について議決してきたところであります。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

一つは、笠間市の指定管理者制度の対象となる施設の概要と数、そしてそれらに対する指定管理者制度の導入の現状について簡潔にご説明をください。

あわせて、市長の施政方針の中で、施設利用者の利便性の向上と管理経費の軽減を目的としてラインガルテンや体育施設について指定管理者制度を導入するなどの行財政改革に資するよう予算化したと述べられているわけですが、具体的にどのように利便性が向上し、管理委託に比べてどれくらい経費が節減されるのか、ご提示をお願いいたします。

二つ目は、指定管理者制度の目的を考えますならば、これまで管理委託してきた施設だけでなく、直営で管理してきた施設についても、積極的に指定管理者制度の導入、活用を図る観点が求められているのではないかと思います。

施政方針では、ことしの秋を目途に、総合公園、市民体育館、岩間海洋センターなどへ導入すると述べられているわけですが、それ以外には今後導入を想定している施設はないのかどうか、お伺いをいたします。

三つ目は、民間のシンクタンクによりますと、指定管理者制度のあるべき姿をトリプルウインの実現という言葉で、住民にとっては高品質な公共サービスの享受、行政にとっては行政コストの削減と住民満足度の向上、民間業者には業務拡大と経済活性化という、三つのメリットがあるとされており、パブリックビジネスとしても大きく期待がされており、潜在市場規模は10兆円とも言われておりますが、残念ながら笠間市では、ほとんどが今までの委託先がそのまま指定管理者となっております。

笠間市の場合、民間業者が、既存の委託先団体と同じ土俵で競える公正な競争の仕組みになっているのでしょうか。選定委員会の具体的な委員の構成と、どういう形で選定作業が行われているのか、お尋ねをいたします。

通告の2問目は、放課後子どもプランと放課後児童クラブに関してであります。

政府の平成19年度予算案には、文部科学省と厚生労働省が子供の放課後対策事業を連携一元化させ、新たに放課後子どもプランを取り組むことになっております。この放課後子どもプランは、少子化対策や子供への犯罪の防止策として、19年度中に全国ほぼすべての小学校区で、空き教室などを利用して、放課後の全児童を対象に遊びや集団生活の場を提供することを目的に行われます。教育委員会の主導で、校長または教頭がメンバーとして参画するなど、今までの放課後児童クラブ、いわゆる学童保育と違って教育的な側面が強

いように思われます。

また、全児童対象の時間帯と、それ以降の保護者が留守の家庭の子供を対象とする時間帯の2本立てで行われるように政府案はなっております。

そこで、笠間市でも、新年度、新たに放課後子どもプランを策定し、東小学校に放課後子ども教室を開設するということですが、どのような体制と日程で放課後子どもプランが策定されるのか。また、放課後子ども教室はどのような体制でどういうことが行われるのか、ご説明をお願いいたします。

二つ目に、これらの事業を実施するに当たってはさまざまな課題があると思いますが、私が一番問題意識を持ちますのは、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育と一元化をするという点です。

学童保育は、働く親を持つ子供たちを対象に、放課後や土曜日、夏休みなど、家庭にかわる生活の場として毎日開かれております。専用設備、毎日の生活を保障する指導員がいるなど、児童福祉法で、保護者が働いている家庭の児童に遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る場として位置づけられております。

一方、放課後子どもプランは、すべての子供を対象にして活動、遊びの場を与えるものであり、私は、この二つの事業は、連携はあり得ても、一つの教室や一人の職員が一体化してできる事業ではないと考えております。

笠間市としては、放課後子どもプランの中で、放課後子ども教室と放課後児童クラブをどのように位置づけて連携させていこうと考えられているのか、お伺いいたします。

次に、現在、笠間市では、421人、民間保育所を入れるともっと多いと思いますが、それらの子供たちが放課後児童クラブに在籍しております。その放課後児童クラブの問題点と対策について四つ質問いたします。

一つは、指導員についてであります。笠間市放課後児童対策事業実施要綱の第6条には、事業実施に当たり、児童の健全育成を図るため児童クラブに指導員を置く、としか書かれておりません。指導員に関する明確な規定がないわけです。現在の指導員は、一定の資格審査を経て採用となっているかと思いますが、資格の現状と採用後の研修はどのようになっているのか。新人や障害を持つ児童を担当する指導員の研修は行われているのかどうか、お尋ねをいたします。

二つは、障害を持つ子供たちに安全で豊かな放課後を保障するとともに、障害を持つ子供を育てながら仕事も続けたいという家庭がふえる中で、学童保育へ障害を持つ子供を受け入れることが、全国では急速に広がっております。笠間市での障害を持つ児童の受け入れの現状と体制はどのようになっているのでしょうか。指導員の数や施設整備の点で、受け入れるための十分な体制がとれているのでしょうか。

あわせて、実施要綱に障害を持つ児童の保育に関する条項がございません。実施要綱がないというのは、障害を持つ子の保護者にとっては大きな不安です。要綱をつくるべきで

はないかと考えますが、市のこの点についてのご見解をお尋ねいたします。

3点目には、保護者にも子供を通じて地域活動に積極的に参加をしていただくために、放課後児童クラブに子供を預けっ放しにするのではなく、児童クラブを中心として、子供も親も育てられ、そして地域住民も一体となり親子支援をするという体制をつくっていくということが必要であります。

そのために、私は、児童クラブごとの保護者会の組織化と笠間市児童クラブ連絡協議会の設立が必要だと再三再四申し上げております。また、保育時間を午後7時まで延長してほしいという多くの要望がこの間ずっと出されておりますが、いまだに実現をしております。なぜ実現をしていないのか、お伺いをいたします。

最後に、これらのことを含めまして、学童保育に対する市の責任を明確にし、保育の内容の充実を図るために放課後児童クラブを条例化するべきではないかと思いますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

〔総務部長 畑岡 洋君登壇〕

総務部長（畑岡 洋君） 10番石松議員の笠間市の指定管理者制度の現状ということで3点ほど質問をいただきました。お答えをいたしたいと思います。

まず、最初の指定管理者制度とは、文化施設、福祉施設、体育施設、公園施設など、市民の皆様の健康や福祉のために市が設置をしている公共施設の管理運営を民間事業者等の団体に行っていただくことにより、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とした制度でございます。

具体的な施設といたしましては、保健福祉部の管轄では、保育所及び保健センターを含みます13施設、さらに市民生活部の管轄では、本議会で指定管理者の指定の議決をいただきました駐車場を含みます7施設、さらに産業経済部の管轄では、既に指定管理者により運営をいたしております笠間クラインガルテン、このクラインガルテンは大きく三つの施設に分かれているわけでありまして、ラウベトと言われる宿泊施設50棟の部分と、そば処と農産物があるわけでありまして、そば処、農産物については、既に農協の方に委託をしているところでございます。指定管理をしているところでございます。さらに北山公園を含みます16施設、都市建設部の管轄では、市営住宅を団地ごとに計上しますと16施設、教育委員会の管轄におきましては、図書館や、今回設置条例の改正により指定管理者制度を導入する予定の体育館を含みます24施設があります。指定管理者制度の導入を検討する対象施設は、合わせまして笠間市全体で76施設でございます。

そのうち、合併前から制度を導入していた施設が3施設で、先ほど申しましたクラインガルテンのそば処、農産物販売所、さらに笠間工芸の丘、あたご天狗の森のスカイロッジ。

さらに、昨年の9月1日から指定をしました6施設、笠間市心身障害者福祉センター、笠間市地域福祉センター、笠間市友部社会福祉会館福祉センター、笠間市福祉センター岩間、笠間市いこいの家はなさか、さらに北山公園で、9施設でございます。

本年4月より移行いたします笠間駅の北口駐車場の5施設を含みますと、14施設でございまして、制度の導入率といたしましては、76のうちの14カ所ということで18.4%でございます。

指定管理制度への移行による利便性の向上と経費の節減につきましてのご質問でございますが、現在、指定管理者が行っております9施設のうちの6施設につきましては、昨年9月からの年度中途からの移行ということで比較はできませんが、他の3施設につきましては、各所管からの報告を見ますと、施設の設置目的はそれぞれではあります、内容が来場者へのサービスという面がありますので、その点で比較を申し上げますと、笠間クラインガルテンのそば処、農産物販売所につきましては、平成18年3月1日から茨城中央農業協同組合が指定管理者で行いましたので、前年度の比較ではなく当月までの比較でございますが、利用客数は8%の増になっております。

また、あたご天狗の森のスカイロッジにつきましては、平成16年4月1日から現在の観光協会が指定管理者で行いまして、前年度比で、宿泊者数と利用者数につきましては4%の増となっております。

また、笠間工芸の丘につきましては、平成18年3月1日から笠間工芸の丘株式会社が指定管理者で行いまして、笠間クラインガルテンと同様、前月比で見ますと、入館者や総売り上げは横ばいの状況で推移をしているというところでございます。

なお、職員の人件費の縮減等にはつながっているところでございます。

今後とも、民間活力によるコスト意識の徹底や柔軟な発想と運営により、利用者の増が図れるよう指導監督をしてみたいと思います。

次に、今後の導入を想定している公の施設ということでございますが、過日の3月9日に決定をいたしました行財政改革大綱及び実施計画に示されているところでございますが、すべての施設においてそれぞれ制度の導入について検討を行うということですので、具体的にはまだ申し上げるまでにはなっておりませんが、新たな方針が定まり次第ご報告をいたしたいと思っております。

続きまして、選定手続のご質問でございますが、まず指定管理者の選定につきましては、現在、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例によりまして、市長が指定管理者を指定するに当たり、条例第4条第4項によりまして笠間市公の施設指定管理者選定審議会の意見を聞くものとする規定をしており、市長の決定を補完する機関として設置をしております。したがって、市長の諮問により審議をし、市長はこの審議会の答申を尊重し選定を行っているものでございます。この決定後は、応募した団体へその結果を通知するものとしております。

その選定審議会の運営につきましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例施行規則に規定をいたしまして、現在、民間の方4名、さらに行政の職員、助役等を含めました4名、合計8名で構成をし、運営をしているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長塩田満夫君。

〔教育次長 塩田満夫君登壇〕

教育次長（塩田満夫君） 10番石松議員のご質問にお答え申し上げます。

放課後子どもプランにつきましてご質問をいただきました。

放課後子どもプランにつきましては、放課後の子供たちの安全で健やかな居場所づくりを進めるために、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を連携して、総合的な放課後対策事業として推進しようとするものでございます。

放課後子ども教室につきましては、国は、当初計画では、議員先ほどおっしゃるとおり、ほぼ全国の小学校全校を対象に2万カ所を予定しておりましたけれども、19年度の予算におきまして、半分の1万カ所を予算化しているところでございます。

茨城県内では、577カ所の小学校のうち76カ所、率にいたしまして13.2%が予定されているところでございます。

放課後子どもプランの事業推進計画の策定につきましては、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの関係者及び地域住民で構成されます運営委員会を設置いたしまして、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、平成21年度までの計画を盛り込んだ事業推進計画や安全管理方策、広報活動、地域の協力者などの人材確保、活動プログラムの企画、事後検証、評価等を策定することで、調整をしてまいりたいと考えております。

また、放課後子ども教室の内容につきましては、小学校施設の余裕教室や体育館等を活用いたしまして、全児童を対象に放課後に体験や交流、学びの場を提供して、子供たちの安全な居場所づくりを目指すものでございます。

具体的には、学校や関係機関との連絡調整や参加の呼びかけ、プログラムの企画策定など、総合的な調整役をいたしますコーディネーター、それから子供たちの安全管理面に対応するための安全管理員、学ぶ意欲のある子供たちに機会を提供するために学習アドバイザーを配置するとともに、スポーツ、文化、地域の交流、体験などを支援できるような地域のボランティア人材を確保し、事業を実施する予定でございます。

2点目の放課後子ども教室と放課後児童クラブの位置づけや連携につきましては、県が策定いたします実施方針、安全管理方策、放課後対策の総合的なあり方に基きまして、教育関係や福祉関係、地域の関係者で構成いたします運営委員会で、学校及び関係部局の連携や運営方法について十分検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健福祉部長加藤法男君。

〔保健福祉部長 加藤法男君登壇〕

保健福祉部長（加藤法男君） 10番石松議員の質問にお答えしたいと思います。

最初に、放課後児童クラブの指導員の資格及び現状、研修についてでございますけれども、初めに、指導員の資格については、国の放課後児童健全育成事業実施要綱で、児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいということになっております。

遊びを指導する者の資格ということでございますけれども、児童福祉施設最低基準に定めておりまして、母子指導員の資格を有する者、保育士ということですが、また小学校、中学校、高等学校、もしくは幼稚園の免許を有する者、あるいは高校卒業後2年以上児童福祉事業に従事した者等でございます。

本年2月末現在で、これらの資格を有する笠間市における指導員は、59人中45人でございます。

また、研修については、市主催の普通救命講習会を昨年6月に実施いたしました。その中に38人が参加するとともに、本年1月に2会場で開催された県の研修に29名が参加しております。これらについては、今後も積極的に参加し、実施していく予定でございます。

次に、障害のある子供への対応として、来年度からは、内原養護学校の協力を得て、指導員全員に対して障害のある子供に対しての研修を実施する予定を立てております。

次に、障害児に関する質問でございますけれども、現在、14クラブ中4クラブに児童6人を受け入れております。うち3人につきましては、療育手帳もしくは身体障害者手帳の所持者であります。あとの3人につきましては、配慮が必要な児童ということになっております。

市の実施要綱に障害児保育に関する条項はありませんが、これは障害の程度が一人一人違うとともに、障害児であることを保護者の方が理解していない場合、あるいは認識しているが認めていない場合、認めたくないと思っている方、もしくは公にはしていない、そして公にはしてほしくないなど、その対応が保護者によってさまざまでございます。また、手帳が交付されている者以外、だれが障害児と決めるのかという問題もございまして、現在、受け入れについては、第6条に規定しております市長が認めた者というような範囲で、障害児に対する受け入れを行っているところでございます。

これらのことを総合的に考えた場合、一律的に明確にして基準を定める必要はないのではないかと考えております。

次に、父母会と時間延長に関する質問でございますが、父母会につきましては、旧市町によりまして相当の温度差があると受けとめております。父母会につきましては、保護者が自主性を発揮して開催運営していただくことが望ましいのではないかととらえております。もちろん保護者や学校との連携、情報交換は大切でありますけれども、これらについては今後とも密にしていきたいと考えております。

また、保育時間につきましては、市の実施要綱で放課後から午後6時30分までとなっておりますが、保護者によっては、時間までに迎えに来られないという方が多々あります。実際には、指導員の方に保護者が迎えに来るまで、7時、8時になるようなときもありますけれども、保護者にお渡しをするまで児童クラブの方でお預かりをしているという状況にありますので、別して時間延長とかそういうものについての規定、規約を設ける必要はないのではないかと考えております。そのようなことでケース・バイ・ケースに応じて、今のところ時間延長については考えておりません。

次に、実施要綱についてでありますけれども、条例規則については、地方自治法の第14条及び第15条により、普通地方公共団体が、法令に違反しない範囲でその権限に属する事務に関して制定できるということになっております。

要綱につきましては、法令による根拠はありませんけれども、市の基本的な、または重要な内部事務の取り扱いについて定めたものであると認識しております。法令の規定に基づかなくても、告示した要綱を市の責任において実施することには違いはありませんので、その内容について、より一層保護者あるいは関係者と十分協議をして、さらに充実した、取り扱えるような要綱であるということが必要ではないかと考えております。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） ご答弁いただいたんですけども、お聞きしたいことの答弁でないのが幾つかございますので、それと、さらにお聞きしたいことを含めて再質問をさせていただきます。

指定管理者制度の利便性の向上についてなんですけれども、私が申し上げておりますのは、確かに、総務部長がご説明になりましたクライנגルテンだとか工芸の丘といいますと、観光客相手、グリーンツーリズム事業ですから、そういう人たちがどれだけ増加するのかという問題になると思うんですけども、この利便性の向上というのは、いわゆる私ども笠間市民にとってどのように利便性が向上するのかということをお伺いしたいわけですね。

例えば社会福祉会館を指定管理者にしたら、どういうふうに一体利便性が向上したんですか、向上するんですかということをお伺いをしたいわけですよ。これが向上しなければ、私は、指定管理者制度導入する意味が、ある意味ないと思うんですね。

それと、経費の問題も、できますれば、その制度を導入するわけですから、これぐらい経費は下がるだろうという目的を持って、目標を持って導入をされていると思うんですね。実績ではなくて結構ですので、その辺のあたりが、質問の中でも申し上げましたが、同じ団体が同じように受託をしているわけですから、名前が指定管理者にかわっただけで、何も変わってないんですよ。しかし、私は、指定管理者制度を導入するべきだと思うので議案には賛成をしたんですけども、具体的に本当に経費が節減されるのかどうかということをお聞きしたいんですね。そこを具体的に説明を願いたいと思います。

それから、対象施設はすべての施設についてということですから、市内のすべての施設なんだろうなと私は理解をするんですが、具体的に、例えば赤字が出ております市立病院、それから、今、二つ目の質問で申し上げております放課後児童クラブ、それから公民館、こういうものについてはどうなんでしょうかということをごちょっと教えていただきたいということです。

それと、選定委員会の問題なんですが、民間4名、行政の方で助役を含めて4名、8名だと。これは質問しなくてもわかりますよ。条例を見ればわかりますよ。この中身ですよ。民間の方4名、具体的にどういう方なのかということを知りたいんです。

なぜ知りたいのかと申し上げますと、この選定委員会というのは、契約ではないわけですから、入札ではないわけですよ。そうすると、先ほどの経費の節減のところと絡んでくるわけですが、どのように選定をされたのか。もちろん選定委員会で選定された結果を受けて、最終的に市長が判断されるわけですが、ある意味どういうふうに競争性が選定作業の中で発揮されて、経費節減の役に立っているのかということも、もっと市民に見えるように、私たちにも見えるようにしていただきたいということなんです。

そういう意味で、もう少し選定委員の方、具体的に言えば、利用者の代表が入っているのかどうかとか、あるいは公認会計士さんとか税理士さんなどが入っているのかということをお聞きしたいんですけれども、その辺がどうなのかということももう少し教えていただきたい。

あわせて、これ、地方自治法の兼業禁止というのが当たらない、適用されないんですよ。私は、政治倫理条例等々の問題もありますけれども、市長、私も議員等を含めて兼業を禁止すべきじゃないかなと思うんですが、この辺の見解もあわせてお教えをいただきたいということと、住民監査請求だとか市の情報公開条例の対象になるのかどうか。

それと、もう一つは、法律的にいいますと、議会への報告というのは義務づけられていないんですね。だから、法律的手順でいけますと、議会へ報告されなくても済んでしまうんですよ。しかし、私も議会へ報告していただきたいなと思うんですが、この辺はどのように、法律のとおり報告をしないのか。それとも、法律は法律で、笠間市ではきちんと議会に報告をしていただけるのかどうか、これをちょっとお聞かせをいただきたいということです。

さらに、もう一つ、通告の中にも書いておりますけれども、城里でしたっけ、ホロルの湯でしたっけ、雇用の問題で指定管理者制度が議会で否決をされたという経過があります。これから、民間、NPOいろいろなところに指定管理者に応募していただくことになるわけですが、そこに今働いている方の雇用の問題がどうなるのかということが大きくかかわってきますよね。

Aという団体が指定管理者で指定されていたけれども、この次Bという団体にかえようと思うけれども、Aという団体の職員の方の雇用問題がどうなるのかということがネック

になって、指定管理者が議会で議決されなかった、まさに城里などはそういう例だと思うんですけども、この雇用問題に対する見解をきちんと持って、指定管理者制度の運営を図っていかなければならないと思うんですが、この雇用問題に対する今の時点での市の対応というか、考え方をもう一つお聞かせをいただきたいなということです。

それから、放課後子どもプランについては、私ども国が言っていることはわかっております。図工、折り紙、文化活動やったりとか、それからボランティアだとか、全小学校にコーディネーターを配置するとかということはわかっております。

具体的に、東小学校で何をやるのかということをお聞きしているのですが、そこを答えていただかないと、通告をした意味がありませんので、きちんとお答えをいただきたいということと、放課後子どもプランを策定される場合、策定委員これからだということですね。これも国の案どおりに学校、児童クラブ、社会教育関係とおっしゃる。これ、全く国の案文どおりなんですけれども、具体的に笠間市ではどう考えられているんですかということなんですよ。

私が問題意識持っていますのは、PTAというのが入っていますけれども、子育ての当事者がちゃんとこの策定プランの中に入るのか。それから、きちんとした行政機関ではなくて、いわゆるボランティア活動で子育てにかかわっている方というのはたくさんいらっしゃいますよね。そういう方が策定委員の中に入るのかどうかというのを私は知りたかったわけなんですけれども、その辺をきちんとお答えをいただきたいということなんです。

それと、私は、放課後児童クラブの問題については、担当部署の責任制をもっと明確にすべきじゃないかなと思うんですね。国の児童福祉法を引用されて、福祉法どおりにやっているとおっしゃられたんですけれども、福祉法の第6条の2、これ、釈迦に説法で、部長に申し上げるのは大変申しわけないんですけれども、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業というふうに言われていますよね。いわゆる遊びという活動への意欲をきちんと形成をしていきましょうということも、あわせて国の厚労省が出している文書の中では言われているわけですよ。遊びを通して自主性や社会性、創造性を養っていきましょうということも言われているわけですよ。それから、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援ということも言われているわけですよ。

そうしますと、指導員というのは、一定こういうことに対して知識のある方でないと、私は、政府が示しているようなこういう事業というのはやれないと思うんですね。

確かに、数でいえば、資格を持っている方と持っていない方、14名の資格を持っていない方がいらっしゃいますよね。そういう資格のない14名の方に、こういうことをきちんとわかるような、専門的なことがわかるようなご指導をされているのかどうか。研修しているかしてないか、されているのかどうかということと、資格を持っている方についても、学童保育というのは、ある意味特殊な部分ですよ。保育所とも違うし、幼稚園とも違うし、学校とも違うわけですよ。そういう意味では、上乘せの研修が必要ですよね。私どもの言

葉で言うと、学童保育原論という言葉を使わせていただいているんですが、こういうものがきちんと指導員に指導する能力、スキルとしてきちんと備えるということ、これもやはり行政の責任じゃないんですか。

そういう責任を、私はきちんと果たしているのかということをお伺いしたいんですね。先ほどの部長の答弁だと、余りにも私は無責任過ぎるんじゃないかなと思うんです。

それと、保育時間の延長についても、ケース・バイ・ケースで対応しているとおっしゃっていますが、事実は、7時まで預けたいんだけども預けられないという事実が発生しているんですよ。これはなぜかということ、きちんと実施要綱の中にうたっていないから、預けられないんですよ。これが事実じゃないんですか。これケース・バイ・ケースで対応しているなんてうそじゃないですか。事実として、実施要綱の中に書かれてないから6時半までしか預けられない。それで困っている方がいらっしゃるんですから、これはケース・バイ・ケースとあいまいにするんじゃなくて、ちゃんと実施要綱の中にうたってくださいよ。

保育時間を7時にしますということじゃなくていいですよ。延長保育の実施要綱をきっちりつくってくださいよ。そうすれば、部長のおっしゃるケース・バイ・ケースになるじゃないですか。そういうことをやるということが、学童保育に対する子ども福祉課がきちんと責任を果たすということじゃないんですか。ここは、余りにも私は、先ほどのご答弁聞いていて無責任だと思えます。これはきちんとご答弁をし直していただきたいなと思っております。

それから、障害児の問題についてです。これも、実際に障害児を受け入れられているという事実がございます。これは全国のどこを調べていただいても結構ですけれども、障害児を受け入れる場合には、専門家も含めた、いわゆる受け入れの検討委員会、あるいは審議会というのをきちんとつくって、これで受け入れるかどうかということを決めているわけですよ。身体障害者の場合は、割と、介助をする人がいれば、一定程度施設の整備の問題もあるんですけれども、受け入れることは可能ですよ。しかし、精神、知的障害を持っている方、あるいは専門的な用語でいえばアスペルガーだとかADHDですね。多動性、急に飛び出したりとか、そういう障害を持っている子供たちを受け入れた場合、やはり大変なことになるわけですよ。こういうことをきちんと検討するというのが、私は必要だと思うんですよ。そういう機能がないわけじゃないですか、今、笠間市の中には。

それ、なぜないかといったら、実施要綱の中に障害児の受け入れについての条項がないからじゃないんですか。これもやはりきちんとつくることが、責任を果たすということなんじゃないでしょうか。これはないということですから、私はつくっていただきたいと思うんです。

今のままでは、もし事故が起こったときに、行政は責任を問われるんじゃないでしょうか。もっときっちりした答弁をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 石松議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、最初に、先ほどのご質問の中での訂正をお願いしたいと思うんですが、先ほど「市長が指定管理者を選定するに当たり」は、条例第4条第4項により笠間市公の施設の指定管理者選定審議会の意見を聞くと申しましたが、条例第4条第2項ということで訂正をいただきたいと思います。

それから、再度の質問の中で、制度移行しまして、利便性の関係でございますが、ご承知のように昨年の9月1日から移行した施設が6施設でございます。先ほど言いましたように、福祉施設だとか、はなさかという部分は、まだ半年ということで、全体的に施設の経費の関係が出ておりません。さらに、その前の3施設につきましても、まだ1年たっていないような状況でございますので、この辺は少し時間をいただきまして、担当課の方から実績をいただいてきちんと報告をしたいと。特に、前に出しております3施設、さらに9月からの6施設、そして本年の4月から移行している部分を含めまして、どういう経緯があってどのように利便性につながるかという部分については、後ほど担当課から資料を出していただきましてご説明をしたいと思います。

それから、今後の導入の部分で、先ほど行政改革に基づきましてすべての施設をということで答弁をしました。これは、市長も申しているように、すべてという考え方でございますので、当然、ご質問にありましたように、病院だとか公民館も含まれてくるわけでありまして、この辺につきましては、具体的に新たな方針が決まり次第お答えをしていきたいと思います。

それから、委員の関係でございますが、公認会計士、あるいは税理士さんということでございますが、現在の方は20年3月31日までの任期ということで、既に4名の方に委嘱をしております。この方について、利用者の代表者みたいな方、あるいは学識経験者はおりますが、公認会計士、税理士等はございませんので、この辺につきましては、次回の改選時期の検討課題と、こういうことにさせていただきたいと思います。

それから、選定対象に特別職の兼業禁止の関係でございますが、この辺につきましては、指定管理者を募集する際に募集要項を定め行うわけですが、その中で、施設運営において、より適切で効果的な運営や行政政策上必要がある場合には、募集要件の制限を加えながら適切にやってまいりたいと思っております。

特に、地方自治法の兼業禁止規定に指定管理者については適用されていないわけでありまして、指定管理者の選定に当たっては、より公平性、透明性を確保するという観点から、地方自治法の規定に準じた取り扱いにより応募の制限を加えることが適当と考えておりますので、この辺につきましても募集要項で制限をしてまいりたいと思っております。

それから、公正な競争の仕組みの具体的な審議会の構成ということでございますが、募

集につきましては、広報紙あるいは笠間市のホームページで募集を行いまして、1カ月間行いまして、審議会につきましては、先ほど言いましたように8名の方で構成をして、市長の諮問によりまして、所管の説明をもとに審議、その結果を答申するというところでございますが、利用者の平等な利用の確保、あるいは施設の利用を最大限に発揮できる施設の管理に係る経費の縮減が図られること、あるいは施設の管理を安定的に行える物的、人的能力があるといえますか、さらに施設独自の基準を満たしていることとか、総合的に審査をし、公正に選択をしていると、こういうところでございます。

さらに、指定管理者の指定の変更により、その勤務している職員の処遇の関係でございますが、指定管理者の変更が行われた場合に予想されることと思っておりますが、その施設に雇用されている方の処遇につきましては、当然配慮すべきと思っております。指定管理の選定に際しましては、人的要素に関します運営方針等を確認いたしまして、考慮してまいりたいと思っております。

それから、住民監査請求あるいは情報公開の関係でございますが、情報公開の関係につきましては、ご承知のように、法の改正によりまして情報公開の対象になっております。住民監査の件につきましては、後ほど監査委員会の事務局長よりお答えをいたしたいと思っております。

それから、実績報告の議会への報告でございますが、ご承知のように決算におきまして監査報告の意見を付して報告をしていますので、これだけを特別に報告することは、特に現在考えていないわけでありまして、この部分につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 10番石松議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

具体的ではないのではないかと、東小学校で何をやるのかというご質問でございます。

本事業につきましては、本年度が初めての事業でございます。そういった中で、現在、国の方では考え方を示しているのみということでございます。先ほどお話し申し上げましたように、県の計画、それから私どものプラン、そういうものを構築しながら、同時に東小学校の開設に向けていきたいと思っております。

ただ、東小学校で何をやるのかという点でございますけれども、地域の実情に応じた事業を組んでいきたいと。今、示されている中では、交流の場として地域の大人や異年齢の子供たちとの交流活動、それから体験の場としてスポーツ、文化活動等の体験活動、それから学びの場として予習や復習、補習の学習活動ということでございます。これらの中で、できる部分から開設していきたい、始めていきたいと考えているところでございます。

それから、計画づくりの中で、関係者のお話、先ほど申し上げましたが、ボランティア等を含まないのかというご質問でございますが、当然、ボランティア等も含んでまいりた

いと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 監査委員事務局長西連寺洋人君。

監査委員事務局長（西連寺洋人君） 石松議員の質問にお答えいたします。

指定管理者の業務は住民監査請求の対象となるのか、とのご質問の部分でございますが、基本的には、指定管理者の業務そのものは住民監査請求の対象にはならないものと考えます。

ただし、住民監査請求においては、市の機関の違法、不当な財務会計行為などがあって市の財政に損害を与える場合は請求の対象となるので、市から指定管理者に対し不当な支出をした場合などは、住民監査請求の対象になると考えられます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 石松議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

まず、初めに、遊び場の提供とそこでの活動ということでございますけれども、今の指導員の方たちというのはほとんどが女性の方という状況、また高齢者の方たちは存在しないという状況にあります。今後、敷地内または施設内での遊びのあり方、そういうものについて、ある程度経験した人たち、もしくは団塊の世代の人たちでそういう教員の経験をした方とか、福祉活動とかそういうものを経験した方などを指導員という形で採用ができれば、その中で子供たちに遊びの中でのいろいろな生活の決まりとか、そういうものが指導できるような環境にしていきたいなと思っております。

また、指導員の研修ということでございますけれども、指導員の研修につきましては、指導員それぞれが違った形での子供に対する接し方ということは大変まずいということで、指導員同士で、年に、合併後ですけれども、18回程度の連絡調整会議ということを行ったり、また、夏休みとかそういう休みを利用して、社会福祉協議会及びボランティアの方々と交流をしながら指導員の向上に努めているところでございます。

また、延長保育について、ちゃんと要綱の中に示してはどうだということですが、このことについては、預けている保護者の方たちと、指導員も方もございますし、そういう環境の中で協議を進めて、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

障害児の受け入れでございますけれども、今現在、笠間小学校の方で、養護学校の方から1名お預かりをしている児童がおります。そのほかについても、観察を必要とするようなお子さんはおりますけれども、現在、普通学校に通学しているお子さんでございますので、それまでに就学指導委員会等々で十分その学校で耐えられるという環境のもとにそこに就学していると判断しておりますので、十分学童クラブの中でも一緒にやっていける環境にいる児童であると判断していますし、また、そういう障害のある児童が入所した場合には、それに応じて指導員を1名なり2名加配しまして対応しているという状況でござい

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 指定管理者制度については、選定委員会の方は次回のときに考慮していただけるということで、それで私はいいいのかなと思ひますけれども、先ほど申し上げましたが、確かに、入れて時間がたっていないからわからないということは、それはそれでわかるような気もするんですけれども、でも私はやっぱりわからないんですよ。指定管理者制度を入れるということは、そのことによって利便性が向上して経費が節減される、これは市長が施政方針の中でもおっしゃっているんですけれども、そういうことなわけですよ。そのことが見えてこないじゃないですかということ、私は何度も何度も申し上げているんですね。

ですから、見ていると、国で期限決めて、これまでに結論出さなきゃだめですよと言われているから、何となく仕方なく指定管理者制度にしたような気がしてどうしてもならないんですよ。本来、国が提起している制度の中身ですか、効用性というものが、笠間市の中で私は発揮されてないと思ひますよ。

もう一つ、大きく問題意識を持ちますのは、指定管理者制度を導入するということによって、これは民間活力を導入するわけですから、民間の競争力でいえば、大手には中小はかないませんよね。市内にある地場産業、地元企業というのは、中小がほとんどですよ。あるいはNPOだとか、あるいは任意のボランティア団体とか、市民との連携のまちづくりということであれば、本来ならばそういう地元の企業だとか、地元の任意団体、ボランティアで頑張っている方の活力を導入するというのが、私は必要なことだろうと思ひますよ。そういうことと指定管理者制度が、どうも行政がやっていることが結びつかないんですよ。

指定管理者制度をきちんと導入するならば、導入するということと同時に、指定管理者制度を受け入れる受け皿づくりを市の中でやっていく必要があるんじゃないんですか。そういうNPOの育成だとか、地場産業、地場企業の育成だとか、地場企業の発掘だとか、そういうことが一方で行われなくて、制度だけ導入されて、中身を見たら、今までと同じ管理団体がやっていますよ、これでは全く意味ないんじゃないんですか。私はそのことを一番指摘したいわけです。

これ以上、このことについては質問いたしませんけれども、そういう二つの方向性をきちんと持っていただいて進めていただかないと、これは市民の皆さん、何のためにやっているんだと、なってしまうということをご指摘申し上げて、この問題についてはこれで終わらせていただきたいと思ひます。

あと、放課後子どもプランについてです。これ、私よくわからなくなっていました、今のご答弁で。一体、笠間市放課後子どもプランというのはつくるんですかということなんです。県の計画を見ながらなんて、関係ないじゃないですか。国の大枠の考え方が示

されているわけですから、笠間市の放課後子どもプランを市民の皆さんと一緒に一つくればいいわけじゃないですか。これつくってください、つくるための審議委員どうなっているんですかという答弁が、なぜ県の計画や考え方を見ながらという答弁になるんですか。これは大きな間違いじゃないですか。

私は本当は聞きたかったのは、学童クラブがこの放課後プランの中で包括されてしまうと、学童クラブも一般の全児童を対象とした事業も一緒にたにされてしまう、その危険性を感じたんですけれども、それ以前の問題じゃないですか、今のご答弁を聞いていたら。全くやる気がないということですよ、それでは。

放課後子どもプラン、本当につくるのかどうか、そのための審議委員会をつくるという構えというか、そういうことできちんと準備が進められているのかどうか、これきちんと答えていただかないと、私はこの質問終わることできませんので、きちんと納得のいく答弁をいただきたいと思います。

それから、放課後児童クラブの問題、ちゃんとやっていますということを盛んに繰り返しておっしゃられています。ちゃんとやっているのであれば、要綱にしてくださいよ。どうして要綱にできないんですか、実施要綱に。わからないですよ、部長の答弁では。できるでしょうよ、実施要綱に。何も問題ないじゃないですか。どうして実施要綱にしないのか、理由をお聞かせください。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員の質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブ等につきましては、担当部長から再々答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほどもありましたように、指定管理者制度については、昨年3月1日より一部指定管理者制度を導入し、そして9月よりさらに指定管理者の制度を活用して実施したわけですが、仕方なく指定管理者制度しかないの、指定管理者制度に指定したんじゃないかという考えは全くございません。

石松議員の言われるとおり、指定管理者制度を導入することによって、例えば市の負担が減るとか、さらには利用者の利便性が向上するとか、料金が下がるとか、例えば利用日が拡大されるとか、そういうことを当然目的として指定管理者制度を導入しておるわけでございます。

ただ、指定管理者制度についても、すぐ結果が出るものと、なかなか結果が出にくいものがございます。

例えば稲田駅とか福原駅の駐車場の管理などというのは、指定管理者にしたから料金が下がるわけでもなんでもありませんし、規模的な収入も非常に小さいので、そしてまたこれを公募することがどうなのかということ、今までの委託の経緯も、JRのOBの皆さんにや

っていただいたという経緯もございまして、こういうものについては、公募をしないで指定管理者としてお願いをしているところでございます。

ただ、一つ、二つ、これからも含めて例を申し上げますと、はなさかについては、当時の友部町の社会福祉協議会が委託を受けて運営していた経緯がございますね。新しい笠間市になりまして、公募を入れて純粹に民間と競争させたら、果たして新しい笠間市社会福祉協議会が残れるのかと。そこでもし残れなかったら、当然雇用の問題が発生するわけがありますので、私としては、1年半の余裕を社協の方に期間的に与えたといいますか、そういう余裕を持って、1年半後には公募制を導入して徹底的に競争原理のもとで競争していただきますよと、そういうお願いをしております。1年半の間に、社協も、より体質を強化して、ほかとの競争のときに負けないようにしっかりやってくださいということをお願いしております。はなさかについては、指定管理者にして、例えば年度末の利用の拡大等も図らせていただいたところでございます。

そして、今後、すべての施設を検討対象にするということでございます。当然、議論はしますが、すべてが結果的に指定管理者に移行するかしないかは、その議論の中で判断をしていきたいと思っております。

そして、もう一つ、石松議員もたしか議員だと思ったのですが、今後の予定としては、もう既に申し上げておりますが、この前斎場の広域議会があったと思っております、2月に。その中で、広域斎場やすらぎについては、この19年度に、1年間指定管理者に向けての検討をさせていただいて、議会の了解が得られれば、20年4月から指定管理者導入をしていきたいと考えております。

それと、体育施設の指定管理者制度につきましても、例えば経費の削減だけ考えても、今、指定管理者を予定している笠間の体育館には職員が2人おります。この職員の2人の年収というのは、多分1,000万円以上超えるようになると思っております。斎場もそうです。それを、指定管理者にすることによって、私は人件費の削減はかなり図られるのではないかなということを考えておるわけでございます。

当然、地元のNPOや地元の企業、ボランティア団体、そういうものが積極的に公募の中で参加をしてくださいますして指定管理者に選定されれば、私は大変いいなと思っておりますし、そのためのNPOづくりについては、先週NPOづくりの講座を開催させていただきましたし、そういう場を通じて、地元のNPOボランティア団体との連携を図っていききたいなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

指定管理者にすることによって、なるべく早くその結果が出るように、今後とも取り組んでいきたいなと思っております。

それと、児童クラブの件なんですけど、私から一つだけ答弁をさせていただきたいと思っておりますが、今の児童クラブの法体系の中では、いろいろ課題があるのも私も承知をしております。一つには、やはり指導員の皆さんの身分の問題が中途半端かなと思っております。

あれだけの仕事を各児童クラブでやっっているながら、職員の指導員の身分というのは、時給900円の身分でございまして、責任体制も明確になっていない。こういうところに、一つの大きな課題があるのではないかなと思っております。

ただ、これにつきましては、市の制度として直していくということもなかなか難しい点もありまして、国、県の連携の中で、もう少しそういうものをしっかりしていきたいなと思っておりますし、先ほどの答弁に戻りますが、児童クラブにつきましても、例えば地元の方々がNPOなどをつくって、またボランティア団体等をつくって、そこをお願いをして運営をしてもらうということになれば、行政が直でやっているよりは、もっと利用者の希望にかなった幅広い運営というのが行われるのではないかなと思っております、そういう機会をできるだけつくっていくように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 10番石松議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

先ほど言葉足りなくて勘違いされたかと思しますので、まず、県の役割でございますが、県につきましては、市町村に対しまして支援側になります。いわゆる推進委員会を設置して、放課後対策の総合的なあり方を共同で検討して市町村を支援するという役割になっております。それらもあわせて、私どもの方では計画づくりに入れていきたいと思っております。

笠間市で計画いたしますプランにつきましては、全市町村が小学校全校を対象に調査を実施して計画を策定することになっております。

内容を申し上げますと、学校施設内の余裕教室や施設の確認、それから子供たちの安全確認と方策、活動プログラムの検討、地域ボランティア等の人材の確保、学習アドバイザーに対する研修計画、下校時の安全方策、それから児童クラブとの問題、現状と調整、この辺につきまして、すべての学校を対象に調査をして計画をしていく予定でございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 放課後児童クラブの実施要綱についてちゃんと定めてはというような内容、また、延長保育についても要綱の中に定めてはというご質問だと思いますけれども、放課後児童クラブの事業につきましては、小学校の1年生から3年生までということで、低学年の者を対象として行っている事業でございます。そういうことで6時半、またご両親のお勤めの関係でなかなか迎えに来られないという方がいるから7時までということだと思いますけれども、そのお子様の環境とかそういうものを考えた場合に、7時とか8時まで、相当の理由が、たまたま迎えに来られないという方であれば、それに対応できるということもあるかと思っておりますけれども、あえて7時まで延長してその時間までいいですよというのは、家庭の親にとってはいいかもしれませんが、子供にとっては

余りいい環境ではないと判断されますので、今後、保護者の方とも協議をしながら、その時間帯についても、どんなふうな形にするか、延長保育が本当にいいのかどうかということも含めて、検討していきたいと考えております。

また、実施要綱等については、笠間市放課後児童対策事業実施要綱ということで合併時に制定しておりますので、その中では、障害児に対する取り扱いとかそういうことは定められていませんけれども、先ほど申し上げましたように、市長ということになりますけれども、職員もしくは関係者、保護者との話し合いの中で受け入れられるものであるかどうかということをして、お互いが共通理解を持った中で、市長の方の許可という形で、今、取り扱っていただいておりますので、ご了承願いたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 石松議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、2時50分に再開をいたします。

午後2時36分休憩

---

午後2時52分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

26番常井議員が所用のため退席しました。

次に、9番村上典男君の発言を許可いたします。

9番村上典男君。

9番（村上典男君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

あらかじめお断りしておきますが、きのう、きょうと一般質問の答弁される方、人から人への間が非常になくて、一人でたくさんの方を相手にしますと、なるべく間を置いて名指しされるよう議長にお願いしたいと思っております。

本県において、ゼネコンが関与し、指名停止措置を受けた刑法談合というのは、平成17年度に8業者、平成18年度には9業者に上ります。さらに、全国では、知事が官製談合によって逮捕されたりと、話題には事欠かない状況が続いております。

これらに対する世論は厳しいものがあり、市政を預かる山口市長が電子入札制度の導入を進め、透明性、競争性を高めていくという姿勢はよく理解できるものであります。

そこで、第1回目の質問として、電子入札制度の導入についてご質問をいたします。

この電子入札制度の導入に至るまでには、その利点、欠点を十分に調査研究した上での判断であろうと推察をしておりますが、導入を決断するに至った利点とは何か。さらに、欠点があるのであれば、あわせて説明をお願いしたいと思います。

また、入札に参加をしてくる業者の顔が見えないのではないかと心配をしておりますが、その会社の与信管理はだれがどのように行っているのか。さらに、導入による弊害発

生のシミュレーションがなされているのか。なされているとすれば、どのような弊害を予測しているのか、その内容を伺いたと思います。

次に、市長の施政方針演説の中で、産業振興策の一つに、公共事業への県産御影石の活用やストーンフェスティバル、ストーンエキシビションの事業支援、さらに笠間焼については陶炎祭や匠のまつりなどの支援策が打ち出されてきたわけであります。また、農業、観光業、商業についても、それぞれの産業振興策が示されました。

私は、これら笠間市の産業振興は大いに結構なことであり、特に石材業や窯業は笠間市の最も誇れる地場産業の一つでありますから、ぜひともこれらの産業支援を積極的に進めていただきたいと思いますところであります。

また、あわせて一般競争入札の適用拡大と電子入札制度の導入についても、明確な方針が打ち出されました。私は、これらの導入に対しては理解をするものであり、さらなる透明性、競争性が示されていくものと考えております。

しかし、笠間市の地場産業でありながら、その影響を最も深刻に受けるだろうと思われる建設業や建築業、管工事業、造園業などについて、具体的な振興策が示されていないことから質問するわけでありますが、同じ笠間市の産業であるこれらの産業に対して、それぞれの具体的な振興策をお願いしたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

〔総務部長 畑岡 洋君登壇〕

総務部長（畑岡 洋君） 9番村上議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、電子入札制度の導入の問題で3点ほどいただきました。

ご承知のように、従来は紙で交換をされていた情報を電子化するとともに、インターネットを活用して公共事業に関する多くのデータベースを掲載して使える環境を創設することを目的に、国土交通省が平成13年度に公共事業支援統合総合システム展開アクションプログラムを策定いたしまして、すべての市町村において平成22年度までに完全導入を目指すことが望ましいとしたところでございます。

これを受けまして、茨城県では、県を初め、全市町村が共同で電子入札システムを利用し、平成22年度までに完全導入を目指して、いばらき電子入札システム共同利用運営協議会を設立し、準備を進めてきたところでございます。

茨城県におきましては、平成15年度から実施をし、現在、1,000万円以上の工事、100万円以上のコンサルタント業務で実施をし、今年度は1月までに約2,000件の電子入札を行っております。そのほか土浦市、守谷市、取手市でも電子入札を行っており、今年度は笠間市を含めまして7市町が導入を予定しております。

利点といたしましては、まず1点目に、インターネットを利用してデータのやりとりをする入札方法のためにペーパーレス化が進み、発注者、受注者ともに事務の簡素化や費用

の縮減が図られること、二つ目に、入札参加業者同士が顔を合わせる機会が少なくなり、不正行為がしにくくなる、三つ目に、インターネット上で入札公告、入札説明書、設計書等の情報が入手できるようになり、競争参加資格を有する者が参加しやすくなり、競争性が高まる、などが挙げられているようであります。

既に実施をしている団体でも、最大のメリットは、事務の効率化が図られたことを挙げているようでございます。

また、欠点といたしましては、初年度の導入費用が高価であり、毎年の利用料がかかるということでございます。さらに、インターネット環境のない会社が入札に参加ができないこと、そして三つ目は、電子入札は入札の手段であり、業務の効率化に資するものの、業者同士が横の連絡をとり合うことまで排除ができないこと、などが挙げられているようでございます。

当市といたしましては、当初からすべての工事について電子入札を導入するということではなく、平成19年10月ごろから 3,000万円以上の大規模な一般競争入札から実施をし、入札参加業者の環境等を考慮し、順次、中規模、小規模工事へと拡大をしてみたいと考えております。

2点目に、与信管理の関係でございます。電子入札は、一般競争入札で行っている現在の郵便入札をより発展をさせたものであり、入札参加条件の設定や契約時の保証、前払い金の保証方法は変わらないものであります。信用力の管理方法としては、市が独自に調査をし審査することは困難であるため、国または県が会社の財務状況、受注状況、技術者の状況等を決算期ごとに総合的に点数化した経営事項審査結果の点数を入札に参加する条件設定の一つとして設定をしております。

さらに、500万円以上の工事の場合には、契約時に、保証会社、金融機関、損害保証会社等の保証を必要とし、前払いをするときも同様の保証を必要とする方法で信用力の管理をしているところでございます。

最後に、弊害発生のシミュレーションということですが、既に実施をしている県及び他市に聞き取りしたところ、これといった弊害が生じてないということございました。県では、既に1,000万円以上の工事電子入札を実施しており、県のBランク業者は電子入札参加の環境が整っているということで、市発注の3,000万円以上の工事の場合の業者の対応は問題ないと考えられます。

ただ、入札仕様閲覧に必要なソフトウェアの違い等により、入札情報が閲覧できないなどのふぐあいが生じる可能性もあると思われまますので、いきなり入札の本番を行うのではなく、事前に業者対象の説明会等を開催するとともに、数回のシミュレーションを実施してみたいと考えております。

そして、その中で、役所としてどのような弊害が発生するのか、業者としてどのような問題が発生するのか確認をしていく中で、万一弊害が発生した場合には、本入札で対応で

きるよう、現在の郵便入札と同様の準備はしておきたいと考えております。

2点目に、産業の振興というところで、笠間市の地場産業である建設業、建築業、管工業、造園業についてのそれぞれの具体的な振興策ということでございますが、建設業関係につきましては、市発注工事等で市内業者に配慮した発注体系をとることにより、市内業者の育成を図っております。

発注金額に対する市内業者の受注率を見ますと、土木舗装工事の場合は、指名競争入札で96%、一般競争入札で81%、トータルで90%の工事を市内業者が行っており、電気、管、造園業では100%が市内業者で工事を行っております。

入札につきましては、本年2月の総務省からの地方自治法一般競争入札が原則とされていることから、速やかに一般競争入札の導入、拡大を図ることや電子入札を速やかに導入することなどの通達が出されており、入札参加条件については、社会情勢を見ながら今後に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 9番村上議員の産業の振興策についてのご質問にお答えいたします。

建設業や建築業、管工事業、造園業の振興策の件でございますが、現在の商工業に対する振興策といたしましては、市内の中小企業者に対して、事業が円滑に運営されるよう事業資金の融資制度がございます。

この制度は、事業に係る運転資金や設備資金として自治金融と振興金融があり、1企業に対する融資限度額については、自治金融で1,000万円、振興金融では2,000万円となっております。償還期間につきましては、5年から7年でございます。

これらの利用実績でございますが、平成18年3月19日から12月31日までの約9カ月間の間に251件ありまして、融資総額で10億5,683万円ございました。

これらの制度資金に対し、市では利子補給を年1%を限度に実施して、これらの利子は総額で390万円になります。このほか、茨城県信用保証協会の保証料に対する補給金891万円も負担しておりまして、合計では1,281万円となっており、中小企業対策として支援をしております。

今後も、引き続き中小企業の振興の観点から、企業経営の安定に向けた金融政策の支援を商工会と連携して推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 2回目の再質問をさせていただきます。

電子入札制度の利点については詳しくわかったんですが、欠点について聞き逃しました

ので、もう一度お願いしたいと思います。

与信管理やシミュレーションについては、おおむね理解をいたしました。

2番目の地場の産業振興策、いわゆる地場産業育成に関連して掘り下げて伺いますが、産業の定義、あるいは地場産業の定義というのがございます。地場の産業の定義というのをあえて申し上げるならば、地元の資本による中小企業郡が一定の地域に集積をし、技術、労働力、原材料、技能などの経営資源を活用し、生産、販売活動をしているものとあります。つまり笠間市の地場産業とは、経営資源、いわゆる人、物、金、技術を活用し生産、販売活動をしているすべての事業体となっているわけでありまして。さらにつけ加えるのであれば、これらの産業郡が、笠間市の政治や経済、人々の暮らしをつくっていると言えるかと私は考えております。

これらの観点から再度伺いますが、先ほどの青木部長の振興策の一つとして利子の補給が挙げられました。それについては、非常にいい制度であると私も理解をしております。しかし、この建設業、建築業、管工事業、造園業というのは、実は今まで非常に公共事業に支えられてげんをなしてきたというのが周知の事実であります。

その一方で、さまざまな地域の災害に対する対応やボランティア活動などにも積極的に参加をし、地域の発展に貢献をしているのも、特筆しなければならない事実であると私は考えております。その活動が地域の活動に貢献してきた、市民と一緒に協働しているという、これら産業にかかわる人々の共通した自信と誇りであろうと私は考えております。

しかし、一方で、競争が激化をし、不採算を承知で落札する業者が参入してきたりして、非常に不健全な環境を強いられているんだという声を耳にいたします。旧友部町と旧岩間町においては、倒産や廃業に追い込まれた建設関連の企業は8社に及ぶわけでありまして。この8社に及ぶというのが、先ほど青木部長が言われた約数十億円の251件の利子の補給を受けている件数に、私はあらわれているのかなと思うわけでありまして。

また、大規模な工事においては、大手が技術的にすぐれているという錯覚を皆さんお持ちのようでございますが、冒頭にも述べましたように、本県においては、平成17年度に8業者、平成18年度には9業者の大手のゼネコンが指名停止措置を受けたのがあったわけでありまして。

旧友部町の話をして大変恐縮ではございますが、大原小学校の新築工事は、地元業者のJV方式で立派に建築をされたものであります。地元の業者は、その地に骨を埋める人々であり、耐用年数を待たずに解体されるようないいかげんな仕事はできないだろうし、それを許す社会環境があってはならないと思うのは当然であります。

これら観点から再質問いたしますが、現行の笠間市における入札制度、2,000万円以下が指名競争入札、2,000万円以上3,000万円未満は、600点以上の経営審査をパスした市内に本店を有する者、以下云々と続くわけでありまして、隣接市町の入札条件において、笠間市のように3,000万円以上5,000万円未満、5,000万円以上1億円未満は、市内及び

県内隣接市町に本店、支店及び営業所を有する者というルールを適用している隣接の市町があるのかどうか、お伺いをいたします。

次に、笠間市になって、大型工事になればなるほど地元の業者が入札に参加をしにくくなる環境やルールがあると思われませんが、その経緯と考え方についてお伺いをするものであります。

さらに、合併をしてから今日まで市が発注をした建設、建築、造園、管工事における地元業者と地元外の業者の落札件数、落札件数については先ほど答弁がありましたが、落札金額を具体的にお示しいたきたいと思えます。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 村上議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、最初に、電子入札の欠点でございます。3点ほどございます。

一つとして、初年度の導入費用が高価であり、毎年利用料がかかること、こういうことでございます。

具体的に申しますと、パソコン、あるいは電子入札システムの環境構築といいますが、備品関係含めまして、我々の方での見積もりによると、初年度760万円ぐらいの費用がかかります。そして、毎年利用料がかかるわけでありましたが、このシステム使用料といいますが、こういうので約300万円かかるということでございます。

二つ目に、インターネットの環境のない会社が入札に参加できないと、こういうことが二つ目であります。

そして、3点目に、電子入札は入札の手段であり、業務の効率化に資するものの、業者同士が横の連絡をとり合うことまで排除できないと。こういう三つが、一応今までの欠点ということでは言われているところでございます。

続きまして、再質問の中で、まず1点は、隣接市町で笠間と同じように決めているかどうかということではございますが、ご承知のように、隣接といいますが、水戸、石岡、桜川、小美玉、茨城、城里とあるわけでありましたが、一般競争入札で、例えば水戸については4,000万円が市内、4,000万円以上を周り、県内という形。石岡は1,800万円以上、桜川が1,000万円以上、小美玉が5,000万円以上、茨城町については1億円以上、城里町が500万円以上ということなんです。笠間市のように明確に、市内に、隣接市町に本店、支店とはうたっておりません。その問題が発生した段階で、その都度条件設定をしてやっているということではあります。ですから、場合によっては隣接も入る工事もあるし、入らない工事もあると。笠間のように金額で決めているのではないと、こういう状況でございます。

それから、大型工事の関係でございますが、ご承知のように、この入札制度につきましては、今回、合併協議の中の分科会といいますが、入札を担当するそれぞれの3市町の職

員の事務の打ち合わせの中で、旧市町の一般競争入札の関係を含めた入札のルールであります。大きく言うと、旧笠間市が1,000万円以上を一般競争入札でやっておりました。岩間町については2,000万円以上、友部町については1億5,000万円以上と、そういう経緯がございました。

そういう中で、基本的には、笠間市の制度を基本に新市で考えるということで、新市になって、契約担当の方、あるいは指名委員会の中で協議をいたしまして、先ほどの2,000万円未満が指名競争入札、2,000万円から3,000万円、600点が市内に本店、さらに3,000万円から5,000万円が市内及び県内隣接市町に支店、さらに営業所を有する、さらに5,000万円以上、1億円以上、800点以上、県内というふうにならうと出発をしたところでございます。

そういう中におきましては、特に友部につきまして、急激な条件変化、そういう意味もございまして、2,000万円からということで出発をしたと、こういう経緯がございまして。

それから、落札の市内と市外の関係でございまして、3月7日現在の数字によりまして、市内業者による件数は142件であります。金額にして14億7,747万6,000円です。市外であります。15件で8億8,651万5,000円ということでございまして。この中には、特に市外につきましては、ご承知のように友部中学校の耐震補強工事、さらに福原の住宅、それから水道タンクの関係、この三つで約5億8,000万円、6億円弱ということで、大半がこの三つでなっているわけですが、さらに隣接の関係で申しますと、既に議員の皆様のところにも入札結果報告書で送らせていただいておりますが、ここ年末からかけまして、隣接で3件ほどありました。下水道関係と林道関係、さらに道路改良でありまして、金額にしまして約8,100万円が隣接業者が受注をしたと、こういう経緯がございまして。

以上が、再度の質問でございまして。よろしくお願いたします。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君、3回目の最後の質問です。

9番（村上典男君） 隣接市町に笠間市と同じようなルール、類似しているところがあるようでございまして、笠間のように明確に打ち出しているところが少ないというふうにご感じ取ったわけですが、私は、そういう政策をとっている近隣の市町というのは、恐らく地場の産業の育成や雇用の対策、あるいは税収対策など、もろもろのことを勘案しての政策なのかなと感じているわけがあります。

例えばこの日本の国においても、自国の産業の保護のためには、他国からの輸入品目にも関税をかけるなどの政策がございまして。

笠間市において、やはり経済の活性化、あるいは地場の産業の育成ということを考えれば、他の市町からの業者の参入、あるいは地場の産業が有利に展開できるような政策を行っても、私はいいのではないかと思います。

ここで、総務部長に最後にお伺いいたしますが、この地場の産業、質問している業種に対しまして、他の市町よりも有利に競争ができる政策というのはございまして、それを最

後に伺いたいと思います。

それと、入札のルールでございますが、2,000万円からとりあえずスタートをしたということでございますが、スタートをして走り始まったわけでございますので、ルールの見直しというのは当然されるんだろうと思いますが、そういうルールの見直しをする認識というのはあるのかどうか。この2点について最後に伺いたいと思います。

また、最後で、お話ができませんのでちょっとお話しいたしますが、私は、産業の振興や育成という観点から考えれば、大型の工事であろうとも、地元の産業を活用し、むしろゼネコンを下請にしても高度な技術習得を図らせ、地場の産業を育成することが、私は一番の振興策ではないかと考えるものであります。

例えば私が子供のころは、それぞれの地域に大工の頭がおりました。その地域の仕事を請け負っていたわけでありまして。そして、仕事が終わっても、建てた家の面倒を恒久的に見てくれたものであります。かやぶき屋根をふきかえる際は、その地域も、コミュニティーの住民が総出で仕事を手伝い、一致協力をしたものであります。まさに山口市長が言われている住民との協働であります。

しかし、今日、家も売り切りであって、売ってしまえばその後のメンテナンスは全く関係がなくなる、それが今の経済であります。つまり市場がすべてであって、地域コミュニティーも人間関係も、無縁になりつつあるのであります。しかし、それが経済の真実のあり方でしょうか。経済の実態は生活にあります。その生活が成り立たない、つまりは日々の生業が成り立たなくなれば、それは経済が成り立っていないことを意味するのであります。

行政は、経済を成立させている一つの要素にすぎません。しかし、行政のために経済があるわけではないのであります。いかに行政が強くなったとしても、人々の生活が犠牲になったのでは本末の転倒であると私は考えます。

これらの観点からも、この地域に息づくそれぞれの産業に対して、積極的な振興策を図っていただければというお願いを申し上げ、最後の質問といたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 村上議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、1番目の有利なという部分でございますが、現在の笠間市の方式で2,000万円から3,000万円まで市内のみで実施をしているということは、ほかの市町よりは優先をしているのではないかなと思っております。

この地域条件につきまして、若干私の方から話させていただきますと、旧笠間市の合併前の制度で、3,000万円以上につきまして、隣接市町村に参加をする条件をしたわけでありまして。その当時、平成16年でございますが、社会情勢の中では、近い将来、どの隣接市町村もすべてそういう状況になってくると、そういう予測のもとに出発をしたわけでありまして、結果的には笠間市だけが受け入れて、ほかがされないという状況になってしま

ったわけでありまして、この辺は、当初私たちが意図した方向したよりは別の方向に進んでしまったという経緯がございます。

こういうのも含めまして、2点目に、見直しということで質問をいただきましたが、旧制度を利用して笠間市を基本に合併初年度は出発をしてみて、いろいろなデータ、あるいは社会情勢、そういうのを参考にしながら、2年目以降は、新しく選考委員会の中で十分協議をして、どういう方法がよろしいのか。常に今の制度がベストだとは思っておりませんので、考えていきたいと思いますということで、委員のメンバーもそういうことで確認をしていますので、来年度以降、1年の結果、実績のもと、さらに隣接の関係、そういうのを参考にしながら、この入札制度については進んでいくものとおっしゃるところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 次に、4番野口 圓君の発言を許可いたします。

4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） 4番野口 圓でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、多くの住民の方から要望の寄せられているデマンド方式の市のバスの運行についてお伺いしたいと思います。

さきに同様の質問がありましたが、計画段階とのことで明確な答弁がありませんでした。試案で結構ですので、説明をいただきたいと思います。

デマンド方式とは何か、全体の概要、予算、利用料金、開始時期、バス会社などとの兼ね合い、以上6点です。

2番目に、祝祭日のごみの収集の件ですけれども、既に広報で紹介されております。この4月30日から岩間、友部地区、月曜日から金曜日までの祝祭日、振替休日のごみ収集を行うと、また処理場も稼働するとのこと。早速実施をしていただき、大勢の方から、便利になったと喜びの声が寄せられております。

あと、ごみ袋の強度、強さの件と、黄色のガラスが嫌う色の問題はどうか、お聞かせいただきたいと思います。

また、剪定した小枝などを袋が破けて出せないのをどうすればよいか。かねがねお伺いしているところですが、お考えを伺いたいと思います。

3点目は、夕張市が再建団体になり、破綻しまして、ニュースが広まりました。我が笠間市は大丈夫なんだろうかという質問を多くの方から寄せられます。

笠間市の19年度の一般会計予算は273億1,000万円、前年比0.8%増ですが、国の三位一体の税制改革で、実質、国からの補助金はどのくらい削減されたのかお伺いしたい。また、その穴埋めですけれども、予算書から拝見しますと、繰入金金の減額分の2億7,000万円、繰越金の減額分の6,000万円、市債の増額分の5億円とで8億3,000万円くらいになりますけれども、このくらいかなとも考えますが、実際はどのように穴埋めしたのかお伺

いしたい。

4点目ですが、現在、笠間市には産業廃棄物の中間処理業者が幾つもつくられております。多くの産廃の中間業者が扱っている廃棄物は、他県のものがかなり持ち込まれているものが多いようであります。

ところで、笠間市には、畜産農家、酪農家、養鶏業者等の方々がたくさん生業を営んでおりますけれども、ほとんどの方々が家畜のふん尿の処理に苦しんでいらっしゃいます。また、その反面、その近くに居住する住民の方から、異臭がする、悪臭がする等で困っているとの声も寄せられております。これらの問題に対して、市として何らかの対策をとっていらっしゃるのかどうかお伺いしたい。

以上4点について、よろしく申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをいたします。

ごみの収集の件ですが、友部、岩間地区での祝祭日、振替休日のごみ収集につきましては、市民から強い要望がございまして、年末年始を除き、19年4月から新たに年12回実施をいたします。初日は4月30日でございます。

それと、ごみの色の件でございますが、環境基本計画を今策定中でございますが、その中で市民アンケート調査を行いました。ピンクの色がいいというのが48%、黄色いのがいいというのが47%でありまして、ちょうど半々になったんですが、毎年色を変えるのは混乱をするのではないかと、さらには内原地区も同じ色でやっておりまして、旧水戸は黄色で旧内原がピンクで、旧内原地区から、19年度はピンクのままで20年度から見直しをされたらどうかという願いもありまして、総合的に判断いたしまして、今と同じピンクで実施をすることになりました。

強度につきましては、旧友部、岩間の皆さんには合併前からの強度については変わりがないと思いますが、旧笠間については、今のピンクのごみ袋よりかなり強度のあったごみ袋を使用しておりまして、合併によって強度がなくなったということで、いろいろご意見をいただきました。それならば旧笠間だけ強度を上げるというわけにもいきませんし、新市の全部の強度を上げるということになりますと、原料になる原油高の影響もございまして、見積もりをとりましたら、現在より500万円以上余計にかかるということで、大変住民の皆様にはそういう意味ではご迷惑をおかけするかもしれませんが、今のままで強度については実施をしていくということで決定をさせていただいたところでございます。

さらに、剪定した小枝の出し方については、環境センターには樹木用の破砕機がないことや、炉の入り口が非常に狭くて狭隘なことから、長さ50センチ以内、太さ15センチ以内に切断して指定ごみ袋に入れるようお願いをしております。

指定ごみ袋に入らない方につきましては、個人で環境センターへ直接持ち込むようお願い

いをさせていただいております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 4番野口議員の質問にお答えをしたいと思います。

デマンド方式による運行概要等についてのご質問でございますが、施政方針にもございましたとおり、現在、市民の方や民間の交通事業者などで構成する笠間市地域公共交通会議を設置いたしまして、笠間市にふさわしい交通システムの概要などを協議いただき、進めているところでございます。

この笠間市地域公共交通会議は、道路運送法に基づく会議であり、地域の実情に応じた乗り合い旅客運送の態様等を協議し、事業実施時の許認可申請に当たっては、その会議の合意等が必要になるものでございます。

その中で、市では、できる限り早期の導入を目指しまして、乗り合い車両によりまずデマンド交通システムを提案したところでございます。現時点では、具体的な内容も含めまして協議中の段階になっているわけでございます。

以上のことから、あくまでも現時点で市が想定しているシステムの概要ということで説明をさせていただきたいと思っております。

乗り合い車両により、自宅から目的地までドアからドアへの送迎を行うシステムを、今、全市を対象に複数のエリアで分割した上で運行し、実施時期につきましては19年秋ごろの導入を目標にしていきたいと考えているところでございます。

また、利用料金や運行時間等の具体的な内容につきましては、先進事例等を参考にしながら、地域公共交通会議で協議を行い、決定してまいりたいと考えておるところでございます。

総事業費用につきましても、現在の福祉バスの運行委託料等を踏まえ、先進事例等から、本市の高齢者の率、それから市の面積等から試算を行っているものですが、協議結果を踏まえて最終的な事業費用を出していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、バス事業者等民間事業者との調整ということでございますが、新たな交通システムの導入となる以上、現在市内を運行しております路線バス、それからタクシーといった公共交通全体との調整が必要になります。この路線バス等の公共交通の維持確保も課題であります。その点でも、地域交通会議には、民間事業者の方も委員として選任をいたしており、会議の中でも、これらの交通機関との調整、それから機能分担等につきまして協議、調整を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

〔総務部長 畑岡 洋君登壇〕

総務部長（畑岡 洋君） 4番野口議員のご質問にお答えをいたします。

夕張市の破綻を笠間市にどう生かすかということで、5点についてご質問をいただきました。

まず、国の補助金の減額は幾らかというご質問でございますが、障害者地域生活支援事業費の補助金、幼稚園就園奨励費補助金等のソフト事業に係る補助金と、道路整備や駅周辺整備などハード事業にかかわる補助金がございます。平成19年度の国庫補助金は14億6,442万7,000円で、平成18年度と比較いたしますと、2億8,081万円の減となっております。主な要因といたしましては、ハード事業面の増減で、主に友部駅周辺整備事業にかかわる補助金6億円の減であります。

次に、地方交付税でございますが、平成18年度と比較いたしますと、2億4,504万4,000円減の56億100万円であり、主な要因といたしましては、特別交付税の減であります。

2点目に、それをどのように穴埋めしたかというご質問でございますが、歳入については、まず、税源の移譲、定率減税廃止の関係ですが、所得譲与税、減税補てん債が皆減、さらに地方特例交付金が減額されまして、約8億5,000万円の減となっております。これに対しまして、住民税の影響額は、定率減税廃止の影響分約1億5,200万円、税源移譲分の影響分約6億9,800万円、合計で削減額とほぼ同額の約8億5,000万円と見込んでおります。また、税金の収納率アップを図るため、自動車タイヤロックの導入や広告収入を見込むなど行いました。

また、歳出についてでございますが、経常経費の3%の削減、各種団体への補助金の見直し、さらに合併効果を最大限に生かせるよう努力を行ったところでございます。

特に人件費につきましては、市長給与の20%削減、議員各位のご英断による自主解散及び定数削減、さらに職員給与につきましては、国の制度であります。平成18年4月より人事院勧告により平均4.8%引き下げを行っております。また、平成18年度、平成19年度とも新規職員の採用を見送ったところでございます。

3番目の今後の補助金の減額関係でございますが、国の今後の補助金についてでございますが、三位一体改革の成果を踏まえまして、新分権改革を推進することとされております。地方分権の推進に向けて、国の関与、国庫負担金の廃止、縮小等を図るとともに、税源移譲等について一体的に検討することとなっております。

ただし、現在のところ、何の補助金を縮小、廃止する等の具体的な明示はございません。今後とも、国、県等の動向を注視し、適正な財政運営を図ってまいりたいと思っております。

次に、4点目に、笠間市の財政の健全度は夕張と比較をいたしましてということでございますが、平成17年度の決算による数値で、財政運営の健全性を示す指標の一つござい

ます実質収支比率で比較しますと、笠間市が 9.1%に對しまして、夕張はマイナスの37.8%となっております。また、企業会計等を含めた実質公債費比率でいいますと、夕張市が 28.6%、笠間市は12.5%で、県内32の市の中で 4 番目によい数値となっております。

最後、5 点目に、各種団体の補助金の減額の関係でございます。平成19年度の各種団体への補助は、基本的には対前年比10%減とし、合併を行った団体については、その経費等を勘案し、現状維持としたところでございます。

減額を行った団体は、法人会、商工会、文化会など33団体、金額にいたしまして 874万 2,000円の減となっております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 4 番野口議員さんから、畜産農家のふん尿処理及び悪臭対策についての質問にお答えします。

家畜のふん尿は、不適切な管理によって悪臭及び腐敗等の発生の原因となり、河川や地下水の水質汚染を招くなど、環境問題の発生源としての側面を有する一方、適切な処理を施すことによって堆肥となり、土壌改良資材や肥料としての貴重な資源としての側面を持ち合わせております。

市内の家畜ふん尿処理の概要は、処理施設を設置し堆肥化を図っている場合と、農地に散布し、その後トラクターによる耕起をしている場合がございます。処理施設は、組合や個人で、補助事業やリース事業を導入して整備され、畜産農家の54%が施設で処理をしている状況でございます。そのほかについては、堆肥ばんでの処理や農地に直接散布をしている状況にあります。

市といたしましては、施設整備の推進とあわせ、定期的な農家の巡回指導及び研修等によりまして対応を推進してきたところでございます。

今後は、家畜ふん尿処理施設の整備の促進や畜産農家と稲作農家との連携による土づくりの推進とあわせまして、定期的な農家の巡回指導を行うとともに、苦情等が寄せられた場合には現地調査や指導を行ってまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 4 番野口 圓君。

4 番（野口 圓君） 最初のデマンド方式のバスの件ですけれども、ことしの秋ぐらいということだと、今は3月、もう4月、あと半年ぐらいなんですけれども、プロセスの見える政策実施を山口市長は訴えられておりますので、本当は、案の段階で、いろいろな意見があってもいいんです。一つに絞らなくてもいいんですけれども、こういう意見が出ています、こういう意見が出ていますということで、案の段階で明示していただくと、それを聞いた私たちも一緒に考えることができるんですね。で、発言することもできるので、

閉じ込めておかないで発表していただきたいと思います。

2点目のごみ袋のあれですけれども、枝の部分は、ひもかなんかで巻いても出せるような方法がとれるとありがたいんですけれども、これはしようがないでしょうかね。

あと財政の問題ですが、具体的な数字は示されていないから現実にならぬかわからないけれども、多分減額はされるだろうというお話だったと思います。今、総務部長がおっしゃられた、実質公債費比率はいいよと、それから実質収支はプラスだよという話です。

で、笠間市の財政力指数が、いただいた表で見ますと、0.6ということで、これは基準財政収入を基準財政需要で割った数で、1に近ければ近いほどいいわけですけれども、これが0.6というのは、県内32市の中で23番目ですね。あんまりいいというほどでもない。

また、財政運営の弾力性を示す経常収支比率というのが、ここにも出ています89.9%、ほぼ90%、これは人件費など毎年決まってかかる経費をその財源で割ったもので、100%となると身動きができない状態ですから、90というのは、県内32市の中で13番目でありますけれども、弾力性もそれほどあるとは言えないと感じるんですけれども、この後、毎年国からの移譲がなくなってくるということになる、さらに悪化するのかどうかということが一つは懸念として残ります。夕張市と比較すれば、非常に健全度は高いけれども、この先どうなるのかというのを一つお聞きしたい。

それから、家畜のふん尿の件ですけれども、今、伺った話では、現場を見てみるとか、指導するとか、具体的な活動というのはそれだということなんですけれども、栃木県の芳賀町の農家では、生ごみ、おがくず、それからふん尿と一緒に処理して堆肥をつくっているところがあります。

そういう処理業者なり何なりを誘致できないだろうか。そうすると、笠間市の中で堆肥もつくれて、先ほど萩原議員がおっしゃっていましたが有機農法に必要なものがありますし、大きな枠組みの中で循環させることができる。市としてそれをつくることができなければ、県としてそういうのはどういうふうに対応しているか、もしくは農水省等の指導とかなんかにそういうものがあるかということをお伺いしたいです。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 野口議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど数字で幾つかの事例をもとに示されたわけではありますが、夕張と比較という部分では、余りにも大きな部分でございますので、ご承知のように、夕張の場合には人口が1割ぐらいになってしまった、9割減ということで、あと民間の状況ですか、そういうことになってあのようなことになったわけでありまして、常識的に一般的な財政運営の中ではないような状況からで、ちょっと笠間と比較はいかがなものかというところでございますが、ただ、合併のときにも、今後10年間の見通しということで試算表を市民にも示したと思います。特に公債費の関係、25年度がピークになっていくと。それから、実施計画の段階で、特に今回、きのうも一般質問の中で起債が若干ふえている話がございましたが、道

路で10年間の部分を前倒しして5年間でやってきたということで、財政運営全体的な中で、前倒しをしたり、そのときの状況を見ながら判断をするわけでありますが、今後、国の歳入の部分占める補助金あるいは交付税関係の動向を見ながら、適切に運営をしていくという方法かと思えます。

先ほどいろいろな数字を示されましたが、財政力指数は確かに0.6で23位でございますけれども、そのほかの数字、例えば経常収支にしても、さらに起債制限比率にしましても、公債費比率はもちろんでございますが、心配する数字ではございません。ですから、合併時協議会でみんなで決めた事業をやっていくと。そしてまた、新たな事業、いろいろな補助を組んで、いかにして一般財源を少なくして事業をやるか、そういう中で財政運営をやっていけば、少なくとも今後10年間は、特別大きな影響が出るということはないと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問で、芳賀町のリサイクルの事例、そしてそういう工場を誘致できないかというご質問がございました。

まず、畜産の概要を申し上げますと、笠間市の生産算出額で88億2,000万円でございます。そのうち畜産は33億2,000万円ということで、いろいろ11分類ある中でトップを占めている状況でございます。

そしてまた、地区別に言いますと、特に1市2町の中では岩間町がウエートが高いと。全体の97戸の農家のうち、49戸が旧岩間町にあるということでございます。

そういう中で、まず、芳賀町の事例でございますが、これは米とかナシを生産している農家が、農事組合法人を設立しまして、市内の公共施設あるいは飲食店、工業団地内の企業から発生した生ごみを収集し、家畜ふん尿、製材所からのおがくずをまぜ合わせまして堆肥づくりを行う資源リサイクルシステムでございます。

このシステムは、市民、あるいは飲食業者、そして農業者が一体となったシステムでありまして、なかなか非常に難しい事業でございます。このようなシステムを導入するためには、環境に対する市民意識の高揚、堆肥の販売、そして収入支出等さまざまな問題をクリアしていかなければなりません。また、施設の建設費及び維持管理費等に必要な経費の問題を含めた中で、農業者、農業団体及び関係部署とも調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 再度のご質問に答弁をさせていただきます。

私どもの方も、できるだけ速やかにこういうものについては開示をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君、最後の質問です。

4番(野口 圓君) では、最後、財政の件なんですけれども、笠間市で財政計画というのを立てられているかということと、あと企業会計というんですが、バランスシートを取り入れてやるのか、これからそれを取り入れて実施する予定はあるかということをお伺いしたいと思います。

市長公室長のご答弁がいまいち適切じゃないなと思っているんですけども、これは山口市政にとってクリーンヒットなんですよね、このデマンド方式のバスの運行というのは。もっと声高々に胸を張って、いろいろなことをしゃべっていただきたかったなと思っているんですけども、以上です。

議長(石崎勝三君) 総務部長畑岡 洋君。

総務部長(畑岡 洋君) 野口議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思います。

財政計画につきましては、19年度中に作成をしていく予定でございます。さらに、バランスシートについても、今年度お示しをしていく予定でございます。

以上でございます。

---

#### 散会の宣告

議長(石崎勝三君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月22日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。

午後3時59分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 野 口 圓

署 名 議 員 鈴 木 裕 士